

## 命 令 書

大阪府中央区

申立人 X  
代表者 執行委員長 A

和歌山県伊都郡高野町

被申立人 Y 1  
代表者 代表役員 B

和歌山県伊都郡高野町

被申立人 Y 2  
代表者 代表役員 B

上記当事者間の平成18年(不)第1号事件について、当委員会は、平成19年6月27日、同年7月11日及び同年8月8日の公益委員会議において、会長公益委員若林正伸、公益委員高階叙男、同浅羽良昌、同片山久江、同中川修、同西村捷三、同前川宗夫、同松尾精彦、同八百康子、同山下眞弘及び同米澤広一が合議を行った結果、次のとおり命令する。

## 主 文

本件申立ては、いずれも棄却する。

## 事 実 及 び 理 由

## 第1 請求する救済内容の要旨

- 1 団体交渉応諾
- 2 紛議調整申立てに係る手続の開始
- 3 謝罪文の掲示

## 第2 事案の概要

- 1 申立ての概要

被申立人らの職員であって僧侶である組合員は、同組合員が関係する寺院の住職の選定に疑義があるとして、紛議調整申立てを行った。本件は、このような状況下で、被申立人らが、①紛議調整申立てに係る手続を開始しないこと、②紛議調整申立てに

係る手続を開始しないことを議題とする団体交渉に応じないこと、が不当労働行為であるとして、申し立てられた事件である。

## 2 前提事実（証拠により容易に認定できる事実を含む。）

### （1）当事者等

ア 被申立人 Y 1 （以下「 Y 1 」という。）は、肩書地に主たる事務所を置く宗教法人である。 Y 1 の事務を執行する機関である宗務所には、約170名の役員、職員等が在籍、勤務しており、職員の過半数は僧侶である。また、 Y 1 宗務所の職員は、 Y 2 の職員をもって充てるとされている。なお、 Y 1 宗務所の職制には、役員である部長に次いで、次長、課長等の職位が置かれている。

（甲12、甲19）

イ 被申立人 Y 2 （以下「 Y 2 」といい、 Y 1 と Y 2 を併せて「被申立人ら」という。）は、肩書地に主たる事務所を置く宗教法人である。

なお、 Y 2 は、 Y 1 の本山と位置付けられ、 Y 1 と Y 2 は表裏一体の相関関係にあるとされている。

また、 Y 1 宗憲の下に、 Y 1 は Y 1 規則及び Y 1 宗規を定めているが、その概要は別紙のとおりである。

（乙12）

ウ 申立人 X は、肩書地に事務所を置く個人加盟の労働組合であり、その組合員数は、本件審問終結時約350名である。

### （2）紛議調整申立てに至る経緯等

ア 平成15年4月8日、 Y 1 を包括団体とする申立外 Z 1 （以下、同法人を寺院として意味する場合も含めて「 Z 1 」という。）の代表役員であり、同寺院の住職でもあった C が死亡した。なお、 Z 1 は、 Z 2 （和歌山県伊都郡高野町 に存在する Y 1 の寺院）の一つである。

（甲9、甲11、甲14）

イ 平成15年6月4日、 Z 1 の法類（縁故の強い寺院として Y 1 の寺籍簿に登録されている寺院）であって、 Z 2 の一つである Z 3 の住職でもある D （以下「 D 住職」という。）が、同月2日付けで Z 1 の代表役員に就任したことが登記された。また、 Y 1 の寺籍簿には、同日付けで D 住職が Z 1 の住職を兼務することが登録された。

（甲14、甲20、乙10）

ウ 平成16年8月19日、 Z 1 の前々住職の E の妻の F は、 G こと G' (以下、同人が組合に加入する前を含めて「 G 組合員」という。)と養子縁組した。なお、 G 組合員は、 Z 1 の前々住職であった E 及び上記ア記載の C を師僧とする僧侶であって、 Z 1 の徒弟に当たる。また、同組合員は、被申立人らの職員であって、本件申立時においては、総務部企画室で勤務していた。

(甲 9、甲30、証人 G )

エ 平成16年8月25日、 G 組合員は、組合に加入した。

(甲 4)

オ 平成17年2月1日、 G 組合員は、代理人を通じて、 Y 1 に対し同日付けの請願書と題する書面(以下「本件請願書」という。)を送付し、 Z 1 の住職の選定に疑義があるとして、 G 組合員を Z 1 の住職に就任させることを請願した。

(甲 9、甲26)

カ 平成17年2月7日、組合は、 Y 2 に対し同日付けの書面を送付し、 G 組合員の組合加入を通知した。

(甲 5)

キ 平成17年3月25日、 G 組合員は、 Y 1 審査委員会(以下「審査委員会」という。)に対し、同月24日付けの紛議調整申立書と題する書面を送付し、 Y 1 規則第24条の4第1号に基づき、 Z 1 の住職の就任問題に関する紛議の調整を申し立てた(以下、この申立てを「本件紛議調整申立て」という。)。しかし、審査委員会は、本件審問終結時に至るまで、 G 組合員に対して、本件紛議調整申立てに関する採否等の結果を通知しなかった。

(甲10)

ク 組合は、被申立人らに対して平成17年11月25日付けの書面を送付し、団体交渉(以下「団交」という。)を申し入れた(以下、この団交申入れを「本件団交申入れ」という。)

(甲 8)

ケ Y 2 は、組合に対して平成17年12月1日付けの回答書を送付し、本件団交申入れに応じない旨回答した。なお、本件審問終結時に至るまで、被申立人らは本件団交申入れに応じていない。

(乙 9)

### 第 3 争 点

#### 1 本件紛議調整申立てについて

## (1) 審査委員会の権限について

### ア 申立人の主張

Z 1 の住職の就任問題が、審査委員会の審査の権限内にあることは明らかである。

Y 1 規則第24条の4第1号の紛議を Y 1 と被包括寺院又は僧侶個人との間の紛争のみを意味すると解するならば、同条第2号ないし第4号は重複して規定した不要な規定となる。同条第1号に「調整」という文言を用いていることからみても、同号は、Y 1 が一方当事者ではない場合を想定しているというべきである。

また、昭和60年頃、審査委員会は Z 1 と同じく Z 2 である Z 4 の後継問題を取り扱っており、それ以外にも審査委員会が、被包括寺院の紛争に介入した例がある。

さらに、本件においては、審査委員会にて Z 1 の住職の就任問題を議題とした上、住職会への答申を求める決議をし、委員長がその決議を Y 1 宗規第83条の4第1項に基づいて宗務総長に通告し、宗務総長は同条第2項に基づいて内局会議に諮り、同条にいう執行として Z 5 住職会に通知をするという、審査委員会の決議執行のプロセスをたどって執行されており、審査委員会が、Z 1 の住職の就任問題を権限内事項として扱ったことは明らかである。

### イ 被申立人らの主張

審査委員会は、Z 1 の住職の就任問題について審査権限を有していない。すなわち、Z 1 は、被包括寺院であるとはいえ、別の宗教法人であり、独立して自治を行っており、選定の妥当性等については、本来当該寺院内で解決すべきものである。Y 1 規則第24条の4第1号にいう紛議が予定しているのは、包括団体である Y 1 と被包括寺院、または Y 1 と僧侶個人との紛争である。Y 1 宗規第82条が僧侶その他の関係人は宗務機関の違法又は不当な処分に関し、委員会に不服の申立てができることと規定していること等からして、紛議には一宗教法人内部の紛争が含まれるものではない。

なお、Y 2 では、内局、宗会、審査委員会という機関が独立して存在しており、いわば国でいうところの三権分立と同様に、相互牽制の機能が働く関係にあり、本件申立ては、国に対して裁判所が審理手続を開始しないことを問題にしているのと同様で、被申立人らは審査委員会で紛議調整手続を開始するよう命じる権限を有しておらず、紛議調整手続の開始を命じる命令は実行不可能なものである。

また、Z 4 事件については、審査委員会は関係者の間で慎重に解決するよう

に求めたにすぎず、実体的な審理を行ったものではない。

(2) 本件紛議調整申立てに対する手続が開始されないことが不当労働行為に当たるかについて

ア 申立人の主張

本件紛議調整申立てに対する手続が開始されないことの原因が、G 組合員の組合加入にあることは、明らかである。

G 組合員は、平成17年2月7日付けで組合加入を通知しているが、同月28日、総務部庶務課長の H (以下「H 課長」という。)は課長会議を招集し、G 組合員の組合加入については絶対に妥協しない旨意思統一を図り、同組合員と私的な会話を避けるよう指示し、同組合員と組合を嫌悪する見解を表明するなどし、その後、G 組合員と気安く接していた課長達が態度を急変させ、接触を避けるようになった。また、H 課長と親しい関係にあり、Y2 に出入りしている建設関係者が、組合の団交の時の様子等に触れ、組合を侮辱する発言をしたこと、G 組合員の同年3月17日付けの「ご質問」と題する文書に返答がないこと、G 組合員からの寺籍簿閲覧願に応じないこと等からみても、被申立人らの組合嫌悪意思は明らかである。

ところで、被申立人らは G 組合員の組合加入通知以前の平成17年2月2日に本件請願書に対応する書面が作成されていたとして、乙1号証を提出し、これを理由として、被申立人らの措置は不利益取扱いに該当しないとしているが、この文書は一課員の起案にすぎず、被申立人らの意思決定を示すものではない。また、乙1号証には「内局回覧」の字が反転して写っており、この文書についていた回覧付せんをわざわざめくって、別紙のみを証拠にしていることからすると、この付せんには、回覧された形跡がないなど被申立人らにとって不利な内容が記載されていることが推認される。また、本件請願書が到着したのは同日の午前11時26分であることから、同日中に一課員が本件請願書に記載された規則等の細かな解釈を理解し、事情聴取等の調査を行い、後任住職の選定については、今後 Z1 関係者により改めて協議されるなどとする根拠を収集した上で、被申立人らの対応を決定し、乙1号証を書き上げることができるとは、到底考えられない。さらに、乙1号証は、必要もないのに意図的に日付が記入された可能性が高い。

イ 被申立人らの主張

本件紛議調整申立ての手続を開始しないことは、G 組合員が組合員であることとは無関係である。

審査委員会は、Z1 の住職問題に関して、平成17年2月2日の内部の事情聴取によって、Z1 の紛議に介入しないと判断しており、これは、G 組合

員の組合加入通知を受けた同月7日より前のことである。また、関係書類を精査したり、住職会へ意見を聞いたりするなど慎重かつ適正に対応した上で、手続不開始を決定している。なお、組合は、乙1号証に関して、数時間で作成するのは困難であるなどとして、後日作成されたものである旨主張するようだが、この文書は同月2日に作成され、同月3日に回覧されたものである。

審査委員会は、申立てのあった事項全てについて手続を開始しなければならないものではなく、審査の必要性は審査委員会の裁量によって決められており、その裁量は大幅に認められるものであり、実質的にも、3,300以上の被包括寺院を抱える Y 1 が各寺院の内部紛争に介入することはできない。本件紛議調整申立て以降、住職会に解決を求めたり、 F に対して事情聴取をしたことからみても、審査委員会は、全くの門前払いを行ったわけではなく、必要な事前調査を実施し、検討の結果、手続を開始しなかったに過ぎない。なお、被申立人らにおいてわかりうる範囲であるが、 Z 1 の住職の選定手続には、何ら違法な点は見出せない。

平成17年2月28日の課長会議における H 課長の発言は、課長等管理職が組合員に個人的な意見を述べる場合でも、被申立人ら自体の見解と受け取られるおそれがあることを一般的な注意事項として伝達したにすぎず、この課長会議は G 組合員の組合加入通知後21日も経過して行われており、同組合員の組合加入と関係したものでないことは明らかである。また、寺籍簿の閲覧等については、住職からの申請又は承諾に基づき行っており、その取扱いに基づく処理がなされたもので、不当労働行為意思とは無関係である。

## 2 被申立人らが団交に応じないことが不当労働行為に当たるか。

### (1) 申立人の主張

本件紛議調整申立ての内容は、審査委員会の権限に属する事項であり、また審査委員会は、現に個別の寺院の問題に介入してきているのであるから、組合の申し入れた団交事項について処分権限がない、個別寺院の内部問題には立ち入ることはできないとして、本件団交申入れに応じないことは不当労働行為に該当する。

### (2) 被申立人の主張

本件団交申入れの団交事項は、 Z 1 の住職の地位をめぐる争いであって、被申立人らには処分権限はないのであるから義務的団交事項には該当せず、かつ、被申立人らに労働組合嫌悪等の事情もないのであるから、本件団交申入れに応じないことは不当労働行為に該当しない。なお、被申立人らは、本件団交申入れ以外の団交申入れには誠実に応じているところである。

## 第4 争点に対する判断

1 争点1（本件紛議調整申立てについて）について

(1) 証拠及び審査の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 組合と被申立人らの関係について

(ア) 平成16年5月30日、組合は、Y2 に対し、被申立人らの職員で、当時、台所で調理等の業務についていた J が組合に加入した旨通知した。その後、組合と Y2 間で同組合員の配置転換を議題とする団交が開催され、両者間で同年10月20日付け覚書が締結された。

(甲1、甲3)

(イ) 平成17年3月4日、組合は、Y2 に対し、被申立人らの職員で、当時、IT事業推進事務局課長であった K (以下「K 組合員」という。)が組合に加入した旨通知した。K 組合員は、同年4月1日付けで新設の災害対策課へ異動し、同課の課長となったが、これに先立つ同年3月31日、組合と被申立人らの間でこの異動を議題とする団交が開催された。

(甲32、証人 K )

イ 本件請願書に関する経緯について

(ア) 本件請願書には、① Y1 規則第27条第2項は、Y1 が包括する寺院の住職は、当該寺院の規則で定めるところにより選定する旨定めており、宗教法人 Z1 規則第7条第2項は、Z1 の住職選定について、第1順位は当該寺院の徒弟、第2順位は縁故がある寺院の住職又は教師と定めていることからすると、Z1 の徒弟に当たる G 組合員が存在する以上、D住職は Z1 の住職に就任できないはずであること、② Y1 宗規第125条第1項によると、寺院の兼務住職は例外的に置くことができる職位と解されることを主張し、Z1 の住職の選定に関する問題を Y1 宗規類に則って解決することを請願する旨記載されていた。

(甲9)

(イ) 平成17年2月2日午前11時26分、Y1 は本件請願書を受領した。

(甲26)

(ウ) Y1 宗務所内で平成17年2月2日付けの「G 代理人からの請願書について」と題する文書が作成された。この文書には、①本件請願書からは、寺院関係者全員の意向が窺えるものではなく、事務手続き上特別な配慮があったとも考えられない、②前住職の死去に伴う緊急事態で、責任役員等が協議の上、当面、D住職が Z1 の住職を兼務し、後任住職の選定については改めて協議するとして処理されたものと考えるところとして、本件請願書にあるような Z1 の住職の選定に関する問題を Y1 宗規類等に則って解決

することは、現段階においてはできないと判断する旨記載されていた。

ところで、 Y 1 宗務所では、外部から届いた文書を回覧する際に、回覧日や処理案を記載し、内局回覧と押印した回覧付せんを付けることがあるが、上記の「 G 代理人からの請願書について」と題する文書を被申立人らが乙 1 号証として提出したものには、内局回覧との押印が反転した部分が写っているところ、被申立人らは回覧付せん自体は証拠として提出しなかった。また、 Y 1 宗務所の文書管理のデータベースには、 Z 1 の住職の選定についての請願書が届いたため、住職任命時の書類の写しを添付して回覧したとする記録があり、回覧日は平成17年2月3日、主任及び課長の承認日は同月4日となっている。

(乙 1、乙11)

(エ) G 組合員は、代理人を通じて、 Y 1 宗会議員及び Y 2 の課長以上の役職員に対し平成17年2月24日付けの「お願い」と題する文書（以下「2.24文書」という。）を送付した。この文書には、 Y 1 から本件請願書について何ら返答がないにも関わらず、 Y 1 宗務所内で同請願書の内容が曲解され、噂が広がりはじめているが、 G 組合員はいたずらに事を荒立てたり、対峙することを望んでいるのではなく、 Z 1 の住職問題が Y 1 宗規類に則って解決されるよう望んでいるとして、配慮を求める旨記載されていた。

なお、 Y 1 宗会とは、 Y 1 宗憲第 8 条等により定められ、同宗の重要事項を議決する合議制の機関であって、全国各地の議員により構成されている。 Y 1 宗会は、年 2 回、 Z 5 にて開催されることになっており、平成17年3月1日から開催される予定であった。

(甲12、甲27、甲28、甲32、証人 K )

(オ) 平成17年2月28日、 Y 1 宗務所の課長を対象とする課長会が開催された。会議を招集した H 課長は、各課長に対して G 組合員が送付した本件請願書及び2.24文書が届いたかを確認した上、同組合員が組合に加入したことに言及し、宗会の議員と Z 1 の住職問題について話をしないよう求めた。

なお、同年3月1日、宗会が開催された。

(甲32、証人 K 、証人 H )

(カ) G 組合員は、代理人を通じて、 Y 1 に対し平成17年3月17日付けの「ご質問」と題する文書を送付し、 Z 1 の住職問題に関連して、寺籍簿によれば、 C 死亡後 D 住職が代表役員に就任するまでの間に、新たに責任役員に就任した者がある旨登録されているので、その経緯を示した文書の

写しを交付するよう求めた。しかし、 Y 1 はこの「ご質問」と題する文書に回答しなかった。

(甲21、証人 G )

(キ) Y 1 は、代理人を通じて、 G 組合員の代理人あてに平成17年8月4日付けの書面(以下「8.4回答書」という。)を送付し、本件請願書に関して、 D 住職の Z 1 住職への就任は、 Z 2 の慣習に従ってなされたと認められ、直ちに Y 1 宗規類に違反すると断ずることはできず、 Z 1 の住職問題については、 Z 1 の規則の解釈及び Z 2 の慣習の理解を含め、当事者間において十分話し合い、円満に解決することが必要であると判断する旨回答した。

(乙2)

ウ 本件紛議調整申立てについて

(ア) 本件紛議申立書には、 D 住職が Z 1 の住職に就任したことは Y 1 規則第27条第2項、 Z 1 規則第7条第2項及び Y 1 宗規第125条第1項の規定に違反しているとして、この違法状態を是正し、 G 組合員が住職に選定任命されるよう求める旨記載されていた。

(甲10)

(イ) 平成17年4月6日、 Y 1 宗務所の総務部長ほか1名は、 F に対して、 C が死去した直後の法類会議の状況等について事情聴取を行った。

(乙6)

(ウ) G 組合員は、代理人を通じて、審査委員会に対し平成17年4月11日付けで本件紛議調整申立てについての書証として F の陳述書を送付した。

(甲15)

(エ) Y 1 宗務総長かつ Y 2 執行長の L から Z 2 の住職で構成された任意団体である Z 5 住職会会長あてに平成17年4月28日付けの書面(以下「4.28書面」という。)が送付された。この書面には、同月13日に開催された審査委員会において、 Z 1 の住職問題に関しては、法的手段を持って解決を図ることは慣習になじまず、 Z 5 住職会の調整により方途を示し審査委員会に答申を求めることにする旨通告があり、同月28日、このことを内局会議に諮った上、 Z 5 住職会に対して調整の方途について教導を求める旨記載されていた。

なお、 Y 1 宗憲第7条によれば、 Y 1 の内局とは、宗務総長及び部長をもって組織し、宗務の処理についてその責任を負う機関とされて

いる。

(甲12、乙3)

(オ) Z5 住職会会長から、 Y1 宗務総長かつ Y2 執行長の

L あてに平成17年6月10日付けの書面(以下「6.10書面」という。)が送付された。この書面には、①討議の結果、Z5 住職会として Z1 の問題に直接介入することはいかなるものかと思慮する、② Z2 の慣習は踏襲されるべきであり、D 住職の就任は適切であったと判断するが、寺族(住職又は前住職及びその配偶者、子、徒弟等でその寺院に居住する者)の意向も無視できない、③できれば、本山当局あるいは審査委員会等が中立な立場で立ち会われて双方の話合いの下で、円満解決されることを要望する旨記載されていた。

(乙4、証人 H )

(カ) しかしながら、 Y1 の内局は、6.10書面を受領した後に、 Z1 の問題に関与しない旨内部で決定した。

(証人 H )

(キ) 昭和60年頃、 Z2 の一つである Z4 の住職が、行状を理由に降級され、その後任住職の選定を巡って、当該住職が、従前、後任住職に推薦していた僧侶と法類の間で紛争が生じた。この件に関して、審査委員会は、当該住職を除く責任役員と法類が合議して、後任住職の候補者を選定するよう、当事者に申し入れたことがあった。

(甲31)

(2) 本件紛議調整申立てに対する被申立人らの対応が不当労働行為に当たるかについて、以下判断する。

ア Y1 規則第24条の4第1号について、組合は Y1 が一方当事者でない場合をも想定しているとし、被申立人らは Y1 と被包括寺院または Y1 と僧侶個人との紛争のみを予定しているとそれぞれ主張する。そこで、 Z1 の住職の選定問題が紛議調整申立ての対象になるか否かについて、検討する。

(ア) まず、上記(1)ウの事実からすると、平成17年3月25日に、G 組合員が本件紛議調整申立てに係る書面を送付した後、 Y1 の内局の長にあたる Y1 宗務総長でかつ Y2 執行長の L から、住職会会長に対して、4.28書面が送付されており、その内容をみると、同年4月13日の審査委員会において、 Z1 の住職問題は、 Z5 住職会の調整により方途を示し審査委員会に答申を求めることが決定され、このことを内局会議に諮った結果、 Y1 宗務総長及び Y2 執行長から Z5 住職会に対して調整

の方途について教導を求める旨記載されていることが認められる。

Y 1 宗規第83条の4は、審査委員会の委員長は、委員会の決議事項を直ちに宗務総長に通告し、宗務総長は、すみやかに内局会議の議を経て、執行しなければならない旨定めており、4.28書面による住職会への依頼は、このY 1 宗規の審査委員会に関する規定に則ったものというべきである。

このような4.28書面の内容からみて、審査委員会において、Z 1 の住職の選定問題が話し合われ、住職会の協力を求めることを決定したことは明らかである。

(イ) また、上記(1)ウ(キ)の事実からすると、昭和60年頃のZ 4 の後任住職をめぐる紛争について、審査委員会が、Z 4 の当該住職を除く責任役員と法類が合議して後任住職の候補者を選定するよう当事者に申し入れたという前例があることが認められる。

(ウ) 以上によれば、少なくとも平成17年4月の段階では、審査委員会は、Z 1 の住職の選定問題が紛議調整申立ての対象となり得ると認識し、調整に着手していたと認められる。

イ そこで、4.28書面が住職会に送付されて以降のY 1 の本件紛議調整申立てに対する対応について、以下検討する。

(ア) まず、上記(1)ウ認定のとおり、上記の4.28書面に対して、Z 5 住職会はY 1 の内局の長であるY 1 宗務総長でかつY 2 執行長のL あてに6.10書面を送付しており、その内容をみると、Z 5 住職会がZ 1 の問題に直接介入することはいかなるものかと思慮するとした上で、できれば、本山当局あるいは審査委員会等が中立な立場で立ち会い、双方の話し合いの下で円満解決されることを要望する旨回答していることが認められる。

(イ) しかしながら、その後、上記(1)ウ(カ)認定のとおり、Y 1 の内局は、Z 1 の住職問題に関与しない旨内部で決定したことが認められるが、6.10書面の受領以降にY 1 の内局が、いつ、どのような経過を経て、Z 1 の住職問題について関与しないことを決定したのかについての疎明はなく、また、内局がその決定を審査委員会に通知したか否か、これについて、審査委員会がどのように対応したかについての疎明もない。

(ウ) また、前提事実のとおり、審査委員会は、本件審問終結時に至るまで、G 組合員に対して、本件紛議調整申立てに関する採否等の通知をしなかった。

(エ) しかも、後記2(1)アの事実からすると、Z 5 住職会から6.10書面が送付されてから約3か月後にY 2 が組合に対して団交に応じられない旨回答した平成17年9月22日付け文書には、Z 1 の住職問題はZ 5 住職会の意向

に委ねられるものと認識しているとの記載があることが認められるが、この記載が、できれば本山当局あるいは審査委員会等が中立な立場で立ち会い、双方の話合いの下で、円満解決されることを要望するとしている Z 5 住職会からの6.10書面に反していることは明らかであって、 Y 2 は、この点に関して、組合に対して虚偽の説明をしたものといわざるを得ない。

これらのことからすると、被申立人らは本件紛議調整申立てについて、手続の進捗状況を G 組合員にも組合にも明らかにしないまま、あえて手続の途中で放置したものといわざるを得ず、この点において、 G 組合員は不利益な取扱いを受けたものと認められる。

(オ) なお、被申立人らは G 組合員の組合加入通知前である平成17年2月2日には、被申立人らは Z 1 の住職問題に介入しない旨決定していたと主張し、その証拠として同日付けの「 G 代理人からの請願書について」と題する文書を乙1号証として提出している。

しかし、上記(1)イの事実からすると、この書面は平成17年2月2日に Y 1 が受領した本件請願書に対応して同日付けで作成されているが、本件請願書の到着後、時をおかずに被申立人らが Z 1 の住職問題に介入しない旨意思決定したとすることはいささか不自然であることに加えて、上記ア判断のとおり、同年4月に Z 1 の住職問題について Y 1 宗務総長かつ Y 2 執行長から Z 5 住職会に対して調整の方途について教導を求める書面が送付されているのだから、乙1号証に記載された日付を根拠に、被申立人らが G 組合員の組合加入通知前に、 Z 1 の住職問題に介入しない旨決定していたと認めることはできない。

ウ 他方、組合と被申立人らの関係をみると、上記(1)イの事実からすると、平成17年2月28日の課長会で H 課長が G 組合員の組合加入に言及した上で、宗会の議員と Z 1 の住職問題について話をしないよう求めたことが認められる。

また、前提事実及び上記(1)アの事実からすると、平成16年5月30日に J が、同17年2月7日に G 組合員が、同年3月4日に K 組合員が、それぞれ組合に加入したことが Y 2 に通知されており、しかも、 K 組合員は課長の地位にあることが認められる。

そうすると、遅くとも K 組合員の組合加入の事実を知った頃から、被申立人らは、次第に組合の動向を強く意識せざるを得なくなり、組合が被申立人らに対する影響力を強めることを危惧し、警戒感を抱くようになったものと推認することができる。

エ ところで、不当労働行為制度は、正常な集团的労使関係秩序の迅速な回復、確

保を目的とする制度であり、集团的労使関係は個別的な労働関係を基礎とするものであるから、労働組合法第7条第1号の不利益取扱いは、労働者と使用者との間の雇用関係上の不利益取扱いか、雇用関係の影響の及ぶ領域における不利益取扱いと解するのが相当である。そこで、本件において G 組合員の受けた不利益について検討すると、本件紛議調整申立ては、G 組合員が、被申立人らに雇用されている職員としての立場ではなく、Y 1 に属する僧侶としての立場で申し立てたものであることは明らかであり、また、本件紛議調整申立ての内容も、Z 1 の次期住職の選定問題に関するものである。その結果、本件紛議調整申立てについて G 組合員が受けた不利益は、G 組合員と被申立人らとの間の雇用関係とは別の、宗教法人とこれに属する僧侶との関係上の不利益であって、雇用関係上の不利益でないことはもちろん、雇用関係の影響の及ぶ領域における不利益であるということもできず、また、これを賃金や一時金における差別のような労働条件に関する不利益と同一視すべき特段の事情も見当たらない。したがって、G 組合員が受けた不利益を労働組合法第7条第1号にいう不利益取扱いに当たるとすることはできない。

オ 以上のとおりであるから、被申立人らが本件紛議調整申立てを放置したことをもって、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為であるということとはできないのであるから、この点に関する組合の申立ては棄却する。

2 争点2（被申立人らが団交に応じないことが不当労働行為に当たるか。）について  
(1) 証拠及び審査の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア G 組合員に関連した議題の団交の申入れ状況等

(ア) 組合は、被申立人らに対し平成17年9月14日付け文書を送付し、8.4回答書及び本件紛議調整申立て等からみて、G 組合員に関する問題は無視できないと判断したとして、G 組合員に対する Z 1 からの退去要求及び Z 1 の住職問題等に関する不利益取扱いを議題とする団交を申し入れた（以下、この団交申入れを「9.14申入れ」という。）。

なお、G 組合員は、F との養子縁組以降、同人とともに Z 1 に居住していたところ、同年8月18日、Z 1 は G 組合員及び F を相手方として Z 1 からの退去を求めて、民事調停を申し立てていた。

(甲6、甲11)

(イ) Y 2 は、組合に対し、平成17年9月22日付け文書を送付し、①9.14申入れの内容はいずれも Z 1 内部の問題であって、被申立人らは関知しておらず、Z 1 の住職問題は Z 5 住職会の意向に委ねられるものと認識している、②9.14申入れの内容は Y 2 の職員の労働条件の維持・改善に関する問

題ではないと判断する、として、9.14申入れには応じない旨回答した。

(乙7)

(ウ) 組合は、被申立人らに対し平成17年9月28日付け文書を送付し、被申立人らは9.14申入れの内容は Z1 内部の問題であるとしているが、被申立人らの判断で解決できる事項であると主張して、再度、9.14申入れと同様の内容を議題とする団交を申し入れた（以下、この団交申入れを「9.28申入れ」という。）。

(甲7)

(エ) Y2 は、組合に対し、平成17年10月5日付け文書を送付し、再度、9.22回答と同趣旨の主張をし、労使間の問題であれば交渉に応じるが、本件は労働争議として取り扱い協議すべき問題ではないとして、団交に応じない旨回答した。

(乙8)

(オ) 組合は、被申立人らに対し平成17年11月25日付け文書を送付し、G 組合員は被申立人らに対して規定に基づく申入れや要請を行っているにもかかわらず、被申立人らは誠実に対応していないとして、本件紛議調整申立ての手続が開始されないこと等の不利益取扱いを議題とする団交を申し入れた（本件団交申入れ）。

(甲8)

(カ) Y2 は、組合に対し、平成17年12月1日付け文書を送付し、本件団交申入れの内容は、被申立人らからは別個独立した Z1 内部の問題であって、被申立人らはこれに関して権限を有さず、判断を示したり交渉を行うことはできず、本件団交申入れの内容は労働争議として取り扱い協議すべき問題ではないとして、本件団交申入れには応じない旨回答した。

(乙9)

(2) 被申立人らが団交に応じないことが不当労働行為に当たるかについて、以下判断する。

ア 前提事実及び上記(1)アの事実からすると、本件団交申入れに対して、Y2 は、本件団交申入れの内容は、被申立人らからは別個独立した Z1 内部の問題であって、本件団交申入れの内容は労働争議として取り扱い協議すべき問題ではないとして、本件団交申入れには応じない旨回答しており、被申立人らは団交に応じていないことが認められる。

イ そこで、この議題が義務的団交事項に該当するか否かについて、検討すると、本件団交申入れの議題は、9.14申入れ及び9.28申入れとは異なり、Z1 の住

職問題自体についてではなく、「本件紛議調整申立ての手續が開始されないこと等の不利益取扱い」であって、紛議調整申立ては被申立人らの制度であるのだから、これを Z 1 内部の問題であるということはできない。

ウ しかし、本件団交申入れで組合が議題としている「本件紛議調整申立ての手續が開始されないこと」は、G 組合員の労働条件またはその他の待遇に関する事項ではなく、また、このことは、上記1(2)のとおり、不当労働行為に当たらないと判断されるので、本件団交申入れの議題が義務的団交事項と解することはできない。

したがって、本件団交申入れは、義務的団交事項に該当しない事案について申し入れられたものであって、被申立人らがこれに応じなかったことを労働組合法第7条第2号に該当する団交拒否に当たると認めることはできない。

エ 以上のとおりであるから、この点に関する組合の申立ては、棄却する。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

平成19年9月18日

大阪府労働委員会

会長 若 林 正 伸 印

Y 1 宗規等について

【 Y 1 宗憲（抜粋）】

第7条 内局は、宗務総長及び部長をもって組織し、宗務の処理についてその責任を負う。

2 宗務総長は、Y 2 執行長の職にある者をもって、部長は Y 2 執行の職にある者をもって充てる。

第8条 宗会は、Y 2 の耆宿たる議員及び教師が選挙した議員で組織し、規則及び宗規の定めるところにより重要事項を議決する。

第10条 審査委員会は、管長が任命した審査委員で組織し、規則及び宗規の定めるところにより重要事項を審査する。

【 Y 1 規則（抜粋）】

第二章 役員その他の機関

第四節 宗務所、宗務出張所及び宗務支所

(宗務所)

第15条 宗務所に宗務総長を置き、執行長の職にある者をもって充て、責任役員の決議に基づき、この法人の事務を執行し、その他の宗務をつかさどり、その処理につき管長に対して責任を負う。

2 宗務所に総務部、教学部、法会部及び財務部を設け、各部に部長を置き、執行の職にある者をもって充て、この法人の事務その他の宗務を分掌する。

3項から5項は略

6 宗務所に、主事、主事補、書記、書記補の職員及び雇員、嘱託等を置く。

7 職員は、Y 2 の職員をもって充てる。

第六節 審査委員会

(組織)

第23条 審査委員会（以下「委員会」という。）は、審査委員（以下「委員」という。）十人で組織する。

2 委員は、地区支所連絡会の区域及び Z 5 からそれぞれ一人を、寺院・教会の正住職又は名誉住職で学識経験がある者のうちから宗務総長が推薦し、宗会の承認を得て、管長が任命する。

(職務権限)

第24条の4 委員会の職務権限は、次のとおりとする。

- 一 僧侶その他の関係人から申立てた紛議の裁定及び調整
- 二 宗内選挙の結果に対して申立てた異議の裁定及び調整
- 三 除名又は罷免の懲戒の審査及び裁定

四 1級教師又は2級教師補任の審査及び裁定

五 宗務機関又は所属団体間の重大な紛議及び役職員間の重大な係争の調査

六 前各号のほか、管長、宗務総長又は委員長が特に必要と認めた事項の審査及び調整

### 第三章 寺院・教会

(代表役員)

第27条 寺院・教会の代表役員は、当該寺院・教会の住職の職にある者につき、管長が任命する。

2 住職は、当該寺院・教会の規則で定めるところにより、教師のうちから選定し、管長が任命する。

## 【 Y 1 宗規（抜粋）】

### 第二章 宗務所

#### 第五節 宗務支所

(支所の区分)

第12条 宗務支所（以下「支所」という。）の名称及びその管轄区域は、次に掲げるとおりである。

一 北海道支所（北海道）

二 東京支所（東京都）

(三から五十一 略)

(直轄)

第13条 前条に掲げる支所の管轄以外の寺院・教会は、宗務所の直轄とする。

2 必要ある地方に直轄宗務取扱所を置くことができる。

3 Z 5 Z 2 は、Y 2 寺務所の直轄とする。

(支所の事務)

第14条 支所において取扱う事務は、次に掲げるとおりである。

(一から七 略)

八 支所管内の寺院・教会の僧侶及び檀信徒間の紛議

(以下、略)

### 第四章 審査委員会、同和委員会及び檀信徒協議会

#### 第一節 審査委員会

(目的)

第80条 審査委員会（以下「委員会」という。）は、宗制の厳正を保ち、宗内の秩序を維持するために宗憲、規則、宗規、Y 2 寺法、寺務規程等の解釈、宗内の重大な紛議、懲戒及び昇級を審査し調整する。

(委員長の職務)

第81条 審査委員長（以下「委員長」という。）は、委員会を代表し、その議長となる。

2 書記は、委員長の命を受けて事務に従う。

(不服の申立)

第82条 僧侶その他の関係人は、宗務機関の違法又は不当な処分に関し、委員会に不服の申立てをすることができる。

2 前項の不服申立ての採否は、委員長の認定による。

(招集)

第83条 委員会は、管長が招集する。

2 委員長が必要と認めたとき、又は委員の過半数の要求があったときは、委員長は委員会の招集を宗務総長に要求することができる。

3 前項の要求があったときは、宗教(マ)総長は、十日以内にその招集の手続をとらなければならない。

4 前項の規定による招集をしなかったときは、委員長は、職権でこれを招集することができる。

(調査及び調整)

第83条の2 調査及び調整は、文書によることができる。

2 委員長は、必要に応じ委員を現場に派遣し、又は臨時の調査委員を委嘱して事実の調査をなし、若しくは調整に当たらせることができる。

3 委員長は、必要があるときは、関係人若しくは第三者、又は宗務機関の役職員の出席を求めてその意見等を聴くことができる。

(決議の通告)

第83条の4 委員長は、委員会の決議事項を直ちに宗務総長に通告しなければならない。

2 宗務総長は、前項の通告を受けたときは、すみやかに内局会議の議を経て、これを執行しなければならない。

## 第七章 寺院・教会及び住職並びに寺族

### 第二節 住職

(兼務住職)

第125条 特別の事由がある場合に限り、兼務住職を置くことができる。

2から4 (略)

## 【宗教法人 Z1 規則（抜粋）】

### 第二章 役員その他の機関

#### 第一節 代表役員及び責任役員

(資格及び選任)

第7條 代表役員は、この寺院の住職の職にある者につき、 Y 1 の管長（以下管長という。）が任命する。

2 この寺院の住職は、責任役員が、法類及び総代の意見を聞き、左に掲げる順位により Y 1 の教師のうちから選定し、管長が任命する。

- 一 この寺院の徒弟。
- 二 縁故がある寺院の住職又は教師。
- 三 その他の教師。

3 代表役員以外の責任役員は、この寺院の教師法類又は、総代のうちから四人を代表役員が決定し、管長が任命する。